

大個審答申第 59 号  
平成 25 年 5 月 16 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 野呂 充

### 大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 8 月 15 日付け大情第 135 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

#### 第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 23 年 6 月 22 日付け大情第 74 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

#### 第 2 異議申立てに至る経過

##### 1 開示請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 8 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「私が公益通報した件に関し、公正職務審査委員会に提出された資料及び審議内容に関する資料」という旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

##### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報のうち、「第 205 回大阪市公正職務審査委員会審議資料（第 203 回委員会で審議し、処理を終了するもの 資料 1-2）」のうち、「21-40-18 に関する部分」について、「『通報についてのご連絡』の具体的な通知文案の内容」（以下「本件情報 1」という。）及び「公益通報処理報告書（第 4 号様式）中の調査方法及び調査結果の内容」（以下「本件情報 2」という。）を開示しない理由を次のとおり付して、保護条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

なお、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報のうち、「公益通報報告書（21-40-18 に関するもの）」、「第 149 回大阪市公正職務審査委員会審議資料（資料 5）」のうち、「21-40-18 に関する部分」、「第 149 回大阪市公正職務審査委員会会議要旨のうち、「21-40-18 に関する部分」、「第 205 回大阪市公正職務審査委員会会議要旨のうち、「21-40-18 に関する部分」について平成 23 年 6 月 22 日付け大情第 73 号により開示決定を行っている。

記

「保護条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

- ・本件情報 1 は、公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ・本件情報 2 は、本件調査における関係所属からの調査結果に関する情報であり、開示することにより、今後の同種の調査において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 2 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

#### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 全部開示を求める。
- 2 異議申立人は、本件決定通知書に示された本件情報 1 及び本件情報 2 の内容を確認したが、虚偽公文書作成の疑いがでた。したがって、公正職務審査委員会の調査に対し返答した職員名の開示が必要と判断する。
- 3 「…福島区役所において発行されたという事実があるかどうかが主たる争点になっている。」事に異議はない。今回の違法行為は、平成 20 年 7 月 25 日付け生活保護適用証明書に係る発行に起因する。当時、世帯分離と違法性のある方法にて被保護者の生活保護を行っていたが、生活保護を廃止する目的で年金担保借り入れを持ちかけ、借り入れ制度に準ずる生活保護辞退の方法にて制度を利用するために生活保護適用証明書を無断で発行し、みずほ銀行に送付したことに関して不審を抱き、情報公開を申請した。情報公開前に質問状を送付し、回答を得た。回答、大福福第 308 号では、被保護者が口頭で申請したので発行したと経緯が記載されていた。被保護者は、要介護 5 で言語障害があり、口頭による申請が不可能である旨を伝え、大阪市福島区保健福祉センター所長宛に質問状を再度送付した。回答書に記載されていた内容に驚いた。「被保護者の代理人または使者からの申請であり、法的には、被保護者自身が申請されたこととなる…」との回答であり、回答書に記載の法的にはとする法の公開を求めたが回答がなかったために情報公開を申請した。申請は不存在による非公開であったことから、法的根拠無しに福島区保健福祉センターは、被保護者に無断で生活保護適用証明書を発行し、発行した書類を金融機関に送付し、年金担保借り入れを違法に申

請させ、借り入れを受けさせた犯罪を自白した。

平成 23 年 9 月 26 日付け大情第 157 号「個人情報部分開示決定理由説明書」において言い訳に終始しているが、法的な根拠無しに個人情報に係る生活保護適用証明書を発行し、金融機関に送付したことは犯罪であることから、大阪市は、積極的な情報公開はもとより、違法行為を告発する使命がある。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件情報 1 について

###### (1) 本件情報 1 の性質・位置づけ

本件情報 1 は、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）における公益通報の調査・審議の過程において、調査結果を通報者へ通知するための「通報についてのご連絡」（以下「通知文」という。）を議論するために作成された、たたき台としての文案であり、最終的に通報者に送付された通知文とは異なる内容が記載されている場合がある。

通知文案の内容には、一般的に、通報内容の要約、調査結果の概要、事実認定、法的評価、通報対象事実の確認の有無、本市の機関に対する委員会からの付言等が記載されている。

委員会においては、公益通報案件の調査・審議の過程において、通報者から提出された証拠資料、所管所属からの調査結果の報告書、決裁文書の写し等の関係書類、関係法令等の内容、事案によっては、関係者からの意見聴取の内容等を整理し、事実認定と法的判断について検討した上で、通報者に対する通知文が必要な案件については、通知文案を作成することとしている。

通知文案は、当然ながら委員会としての最終的な判断が示されたものではなく、例えば、法的判断について委員間で最終的に意見が一致していない状況や、事実認定について結論が出ていない状況において、委員会における議論の素材とするために、検討段階の未定稿として一定の判断を示したものを作成する場合がある。

このような通知文案について、各委員が自由かつ率直な討議を行うことにより、委員の心証形成が促され、事案によっては数次にわたる修正を経て、最終的な通知文へと至ることとなる。

###### (2) 本件情報 1 の非開示情報該当性

実施機関は、本件情報 1 は、委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、保護条例第 19 条第 6 号に該当すると考える。

これを敷衍すると、以下のとおりである。

###### ア 委員会の勧告等

委員会の勧告等は法的拘束力を有しないものの、本市の機関は必要な措置をとり、その内容を委員会に報告しなければならないとされており、これに従わないときはその内容を公表することにより、実質的な拘束力が担保されている。また、

氏名・住所を明らかにして具体的な事実を摘示した文書による公益通報を行った通報者で、調査結果の通知を希望する旨を明示したものに対しては、委員会から調査結果の通知文を送付することとしている。この通知文は、行政処分ではないものの、公益通報に係る通報対象事実の調査及び判断に関する唯一・最終の決定を示すものである。以上から、委員会は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第18号。以下「公正職務条例」という。）に基づく公益通報案件の処理に関する最終的な公権的判断を行う機関であると位置付けられている。

このような委員会の性質及び通報者保護その他公益通報制度の特性から、委員会における調査・審議は、公正職務条例により非公開となっており、書面審理を原則としている。

#### イ 合議制の性質

複数の委員の合議により上記のような性格を有する法的判断が公正にされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。特に、通報対象事実の有無を判断する根拠となる、公文書、所管所属からの報告書、関係者の供述内容等の証拠書類をどのように評価し、事実関係を認定するかについては、委員により様々な意見があり、必ずしも同一の意見に集約されるものではない。さらに、確定した事実関係を法的、社会的にどのように評価し、最終判断を行うかについては、自由な意見を率直に述べ互いに反論し批判し合うことにより心証を形成し、これを検証して結論を導くという作業を繰り返すしか方法がない。

このような合議制の性質からすると、通知文が送達され通報処理が終了した後であるからといって直ちに審議の内容を公にするに妨げがないとは言えない。

#### ウ 通知文について

委員会の通知文は、公正、中立的な第三者機関として、法令に従い、公益通報に係る通報対象事実の認定についての最終の公権的判断を示すものであるため、公正さ、客觀性について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることとなるのは、通知文に対する信頼を低下させることになる。委員会は、この点において、政策提言等を主たる目的として、政策形成過程の透明性を確保するため、その審議過程を必要に応じて市民に公開することとしている他の審議会等とは自ずとその性質を異にするものである。

特に、通報者本人に対して、通知後に通知文とは異なる審議段階での通知文案を開示した場合、一般的には、文言の相違点のみを捉えて、例えば中間的な議論における方向性が最終の通知文の結論と異なり、一貫性、一体性に欠けるとか、理由や結論の変遷の事実及びその過程を捉え、あるいは表面的な字句の誤りや矛盾、表現上の不適切さ等を指摘し、更には通知文案にあらわれていない意見や議論は審議において問題にされなかつた等の誤解を抱き、公正さ、客觀性について抗議等をするおそれがないとはいえない。このような事態は委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと言うべきである。

## エ 内閣府情報公開審査会の事例について

以上の論旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）に基づく不服申立てに関する事案で、内閣府情報公開審査会における答申書案の全部を非開示とした内閣総理大臣の決定を妥当とした、平成 15 年度（行情）答申第 722 号（平成 16 年 3 月 23 日。以下「本件内閣府答申」という。）で示されたとおりである。

## 2 本件情報 2 について

### (1) 本件情報 2 の性質・位置づけ

本件情報 2 は、異議申立人が行った公益通報事案に関して、委員会の調査指示に基づき、所管所属である福島区役所が委員会へ提出した「公益通報処理報告書（第 4 号様式）」のうち、調査方法及び調査結果の詳細を記載した部分である。

この所管所属からの調査結果報告書は、委員会において、公益通報案件の事実認定、判断等に関する審議、検討の際の重要な資料となる。

また、本市の機関（所管所属）が「公益通報処理報告書（第 4 号様式）」を委員会に提出する場合、調査・審議の用に供する目的の範囲内で委員会限りで活用され、外部に公開されないものと信頼し、委員会においてもそのような保障の下にこれを入手しているものである。

### (2) 本件情報 2 の非開示情報該当性

実施機関は、本件情報 2 は、委員会の調査における関係所属からの調査結果に関する情報であり、これを開示することにより、今後の公正職務条例第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）の調査において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、保護条例第 19 条第 6 号に該当すると考える。

これを敷衍すると、以下のとおりである。

### ア 委員会における調査について

委員会は、公正職務条例第 24 条に基づき設置された第三者機関であり、公益通報に係る通報対象事実の有無について調査、審議し、本市の機関への勧告、意見、通報者への通知などを行う権限を有している。

しかし、公益通報案件の処理に関し、検察官や司法警察職員のような強制調査権は有していない。

そのため、公益通報に係る通報対象事実の調査に際しては、あくまで、委員会限りで活用し、外部に公開しないことを前提として、本市の機関の任意の協力と理解の下に、調査を依頼し、その結果報告書の提出を受けている。

もっとも、公正職務条例第 7 条第 1 項は、本市の機関は委員会から調査の通知を受けたときは、通報対象事実に係る調査を行わなければならないとされているが、これは訓示規定であり、その違反については市長がその旨を公表できるにと

どまっており、仮に本市の機関が調査に協力しないとしても、本市の機関が保有する公文書等の証拠物の差押え、押収、事務所等の搜索、職員等の身柄拘束、身体検査、鑑定等の強制調査ができないことは明白である。

#### イ 本件公益通報案件における調査について

異議申立人自身が通報した本件公益通報案件は、異議申立人が交付を申請した覚えのない生活保護適用証明書が、福島区役所において発行されたという事実があるのかどうかが主たる争点となっている。

公益通報に係る通報対象事実案については、所管所属による関係職員からの任意の聞き取り調査が行われる場合があるが、人権上又は労働関係法令上の観点から、公正職務条例第7条第2項は、本市職員は、本市の機関又は委員会が行う調査に協力しなければならないとする訓示規定を置くのみで、本市の機関と違って、協力しない場合の公表の規定は置かれていない。

このような任意の協力と理解の下、真実を探求するため、所管所属における本市の職員からの調査は、委員会における公益通報の調査・審議の目的の範囲内で委員会限りで活用し、外部には公開しないことを保障し、その信頼関係に基づいて実施されている。

特に本件公益通報案件では、異議申立人は通報者本人であり、通報者本人から虚偽公文書作成を疑われている所管所属・関係職員とは対立当事者の関係にある。こうした状況下において、委員会での公益通報案件の処理が終了した後、開示請求に基づき対立当事者である通報者本人にそのまま調査結果が開示されることになると、通報者本人が自己の認識している事実関係と異なる調査報告がされていた場合や自己の期待する内容と齟齬がある場合には、一般的には、所管所属や関係職員に対して抗議等が行われたり、紛争の解決がより困難となるおそれがある。

#### ウ 調査結果報告の非開示について

本件に限らず、公益通報に係る本市の機関からの調査結果報告が開示されことになれば、本市の機関との信頼関係を損ない、今後の公益通報に係る通報対象事実の調査において、本市職員、関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、真実を述べることを回避し、あるいは協力を控える結果となることが想定され、また本市の機関が委員会に報告する内容が当たり障りのない表面的なものになることも懸念される。そのような事態になれば今後公益通報に係る通報対象事実の調査を行う場合に、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不適正な事実の発見も困難になり、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、調査結果報告書に記載された調査方法については、公益通報事案の内容、性質、通報者の希望（セクシュアルハラスメント等センシティブな案件で特に慎重な配慮を希望している場合など）等を勘案し、最も適切な調査方法を選択しており、いわば手の内の情報であり、これが開示されると、今後の公益通報の調査に支障が生じる上、上記の調査結果の内容と密接に連動する情報が含まれており、調査結果の内容と同様に開示すべきでないと考える。

## エ 最高裁判所判例について

なお、最高裁判所平成21年12月17日判決（平成20年（行ヒ）第385号公文書非開示処分取消等請求事件。以下「本件判例」という。）においても、上記の論旨と同様の判断が示されている。この判決は、政務調査費の使途を問題とする住民監査請求に係る監査に際し、監査委員が議会における会派から任意に提出を受けた文書に記録された政務調査活動の目的、性格、内容等に係る情報の開示を認めた原審東京高等裁判所判決を破棄し、最高裁判所が自判した事例である。

判決理由では、「区議会の議員等がその具体的な目的や内容等を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼し、監査委員においてもそのような保障の下にこれを入手するものと考えられる。仮に、そのような保障がなく、政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において監査委員にその回答をすることが慎重となり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応をすることも想定され、そのような事態になれば同種の住民監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり、議員等の任意の協力の下に上記情報を入手して監査を実施した場合と比較して、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明確である」として、非公開情報に当たると解するのが相当であると判断されている。

## 3 本件内閣府答申及び本件判例について

本件内閣府答申及び本件判例は、いずれも情報公開請求に係る事案であるが、非開示事由は本件と同様に、事務事業遂行情報に関するものである。本件は、保有個人情報の開示請求であるが、対象となっている本件情報1及び本件情報2は、本人に関する狭義の個人情報が記載された文書ではなく、委員会での審議段階の通知文案及び所管局からの調査結果報告書についての、事務事業遂行情報該当性の判断であるから、本件内閣府答申及び本件判例の判示理由がそのまま当てはまるケースである。該当条文についても、情報公開法第5条第6号及び品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）第8条第6号、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条第5号及び保護条例第19条第6号の文言はほぼ同一であり、趣旨及び保護法益も同一であるから、その解釈・適用も同様に行われるべきものと考えている。

## 第5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、保護条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、保護条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

## 2 公益通報制度について

本市では、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るために公益通報制度を整備している。

公益通報がなされると、委員会で調査の要否を審査し、調査が必要な場合には、調査の実施後、調査結果、改善策及び再発防止策等を委員会で審議することとなっている。また、氏名及び住所を明らかにしている場合など一定の条件があるものの、通報者が希望する場合には、委員会から審議結果の通知文を送付する。

## 3 本件情報1及び本件情報2について

### (1) 本件情報1について

上記第5の2のとおり、氏名・住所を明らかにして具体的な事実を摘示した文書による公益通報を行った通報者が、審議結果の通知を希望した場合には、委員会は審議結果の通知文を送付することであるが、本件情報1は、通報者へ送付する委員会における調査結果についての通知文を議論するために作成されたたたき台としての文案である。

### (2) 本件情報2について

本件情報2は、異議申立人が行った公益通報に関して、委員会の調査指示に基づき、所管所属である福島区役所が委員会へ提出した公益通報処理報告書（第4号様式）のうち、調査方法及び調査結果の詳細を記載した部分である。

## 4 爭点

実施機関は、本件情報1及び本件情報2について、保護条例第19条第6号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、全部を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報1及び本件情報2の保護条例第19条第6号該当性である。

## 5 保護条例第19条第6号について

保護条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の

性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価…に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

## 6 本件情報1の保護条例第19条第6号該当性について

(1) 上記第5の2のとおり、通報者の希望があれば、委員会から審議結果の通知文を送付しているとのことだが、実施機関によると、同通知文を作成するためのたたき台としての文案には、一般的には、通報内容の要約、審議結果の概要、事実認定、法的評価、通報対象事実の有無、本市の機関に対する委員会からの付言等が記載されており、最終的に通報者に送付された通知文とは異なる内容が記載されている場合があるとのことであった。

また、本件情報1は、通知文を作成するためのたたき台として作成されていることから、その性質上、委員会としての最終的な判断が示されたものではない。

上記第4にある委員会の性質に鑑みると、最終的な判断が公平かつ公正になされるためには、複数の委員が自由かつ率直な意見を交換しあうことが必要不可欠であると推量される。

そして一般的に、合議制による審議においては、それぞれの委員が自由に忌憚のない意見を述べ、互いに反論や批判を繰り返す過程を経ながら、より適正と思われる結論に至るという作業が行われるものである。その過程では、当初正しいと思われていた意見が様々な角度から検証するうちに反対論に覆されることもあり、一方で誤りと思われていた意見が正当であるという心証を得られるに至ることも往々にしてあり得ることである。

(2) 実施機関によると、特に、通報対象事実の有無を判断する根拠となる、公文書、所管局からの報告書、関係者の供述内容等の証拠書類をどのように評価し、事実関係を認定するかについては、委員により様々な意見があり、必ずしも同一の意見に集約されるものではないとのことである。

本件情報1には、委員会の調査審議における内容や過程などが反映されているといえ、事後に開示されると、十分な議論が尽くされていない、公正な議論がなされていない等の誤解を通報者が抱き、委員会の出した最終的な結論の公正性や客觀性に不信感を募らせる結果を招きかねないことは容易に推測される。このような事態

は、委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件情報1は保護条例第19条第6号に該当する。

## 7 本件情報2の保護条例第19条第6号該当性について

- (1) 本件情報2は、異議申立人が行った公益通報について、所管局が実施した調査結果に関する情報である。

公益通報処理報告書（第4号様式）中、本件情報2が記載されている「調査方法」欄及び「調査結果」欄には、一般的に、調査者の氏名、調査対象者の氏名、調査事項等、通報対象事実の有無を確認するために実施機関が行った調査方法とその結果が詳細に記載されている。

これらの情報は、実施機関にとっていわば手の内とも言える情報であるところ、一般的にこういった情報を開示すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうなると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねないことは想像に難くない。

また、公正職務条例第7条第2項において、本市職員は「調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制捜査ではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮すると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が開示されることとなるとすれば、赤裸々な真実を述べることを躊躇し、調査結果への記載も無難なものとなるおそれがあるのは明らかである。

- (2) 本件情報2を開示することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件情報2は保護条例第19条第6号に該当する。

## 8 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(参考) 答申に至る経過 平成 23 年度諮問受理第 10 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 8 月 15 日	諮詢
平成 23 年 9 月 26 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 23 年 11 月 15 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 11 月 29 日	審議（論点整理）、実施機関理由説明
平成 25 年 1 月 23 日	審議（論点整理）
平成 25 年 4 月 19 日	審議（答申案）
平成 25 年 5 月 16 日	答申